

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

鳥取県規則第五十九号

恩給の年額を職権により改定する場合の手續等に関する規則

(趣旨)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則その他恩給に関する法令を含む。以下「恩給に関する法令」という。)の規定に基づき恩給の年額を職権により改定すべき恩給で知事の裁定に係るもの及び鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)(恩給の年額の改定に関する条例その他恩給に関する条例を含む。以下「恩給に関する条例」という。)の規定に基づき恩給の年額を職権により改定すべき恩給(以下「職権により改定すべき恩給」という。)の改定手續等については、この規則の定めるところによる。

(改定通知書又は証書の発行)

第二条 職権により改定すべき恩給で、その改定を行うこととしている恩給に関する法令又は恩給に関する条例(当該改定に係る部分に限る。)

の施行の日(以下「施行日」という。)前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たずにその年額を改定し、その改定年額を表示した改定通知書を発行する。

第三条 職権により改定すべき恩給で、施行日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

(訂正証書の発行)

第四条 恩給に関する法令又は恩給に関する条例の規定に基づき恩給の年額を改定することとしている日以後新たに給与が始まる恩給で、施行日

目次

◇規則 恩給の年額を職権により改定する場合の手續等に関する規則

鳥取県都市公園規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告示 都市公園の設置

規則

恩給の年額を職権により改定する場合の手續等に関する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

前の日付のある証書を発行されたものについては、受給者の請求を待たず、その年額を訂正し、その訂正年額を表示した証書を発行する。

(雑則)

第五条 職権により改定すべき恩給の改定手続で、この規則に定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)又は鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県都市公園規則をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

鳥取県都市公園規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「

法」という。)及び鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可の申請)

第二条 条例第三条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第三条第二項の許可を受けようとする者は、様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。

(行為許可証の交付等)

第三条 知事は、条例第三条第一項又は第二項の許可をしたときは、様式第三号による許可証を交付する。

2 条例第三条第一項又は第二項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

(公園施設の設置の許可等の申請書等)

第四条 法第五条第二項の申請書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める様式によるものとする。

公園施設の設置の許可の申請書	様式第四号
公園施設の管理の許可の申請書	様式第五号
許可を受けた事項の変更の許可の申請書	様式第六号

2 前項の申請書には、別表第一に定める書面を添付しなければならない。(占用の許可の申請書等)

第五条 法第六条第二項の申請書は、様式第七号によるものとする。

2 法第六条第三項の申請書は、様式第八号によるものとする。

3 前二項の申請書には、別表第二に定める書面を添付しなければならない。

(公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請)

第六条 法第五条第二項又は法第六条第二項の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第九号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の納付)

第七条 条例第八条第一項の使用料は、当該許可を受け、又は当該協議が成立した際に納付しなければならない。ただし、知事が別に納期を定める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第八条 条例第八条第二項の使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に行う。

一 地方公共団体がその事業のため鳥取県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)を使用するとき。

二 公園又は緑地の健全な利用の増進を目的とする事業(営利を目的としないものに限る。)のため都市公園を使用するとき。

三 その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 使用料の減免を受けようとする者は、様式第十号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第九条 条例第八条第三項ただし書の規則で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一 使用料を納付した者が、その責めに帰することができない理由により都市公園を使用することができなかつたとき。

二 使用料を納付した者が、当該許可に係る行為の日の前日までにその中止を申し出たとき、又は条例第十条第二号の届出をしたとき。

三 その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 使用料の返還を受けようとする者は、様式第十一号による申請書を知事に提出しなければならない。

(工事の完了の届出書)

第十条 条例第十条の届出は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める届出書を提出してしなければならない。

条例第十条第一号の届出	様式第十二号
条例第十条第二号の届出	様式第十三号
条例第十条第三号の届出	様式第十四号
条例第十条第四号又は第五号の届出	様式第十五号

(申請書等の提出部数等)

第十一条 法、条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書の部数は、それぞれ二部とする。

2 法、条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書又は届出書は、当該都市公園の区域を管轄する土木出張所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
別表第一（第四条関係）

別表第二（第五条関係）

一 公園施設の設置の許可の申請書	(一) 位置図 (二) 配置図 (三) 設計図 (四) 工事実施計画書 (五) 意匠配色図 (六) 修景計画図 (七) 公園施設の管理計画書 (八) 資金計画書 (九) その他参考となるべき事項を記載した書面
二 公園施設の管理の許可の申請書	(一) 公園施設の管理計画書 (二) 工事を行う場合は、その設計書及び工事実施計画書 (三) 資金計画書 (四) その他参考となるべき事項を記載した書面
三 許可を受けた事項の変更の許可の申請書	変更の許可を受けようとする事項に係る一又は二に掲げる書面

- (一) 位置図
- (二) 設計図又は構造図
- (三) 工事実施計画書

一 法第六条第二項の申請書	(四) 意匠配色図 (五) 占有面積計算書（使用料の額が占有面積で計算されるものに限る。） (六) その他参考となるべき事項を記載した書面
二 法第六条第三項の申請書	変更の許可を受けようとする事項に係る一に掲げる書面

様式第1号 (第2条関係)

(その1)

都市公園内行為許可申請書

職氏 名 殿

鳥取県都市公園条例第3条第1項の規定により都市公園内における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)
(電話 局 番)



行為の種別	
行為の目的	
行為の期間及び時間	
行為の場所	
行為の内容	
行為者の人数	
その他参考となるべき事項	

(その2)

都市公園内行為(催し)許可申請書

職氏 名 殿

鳥取県都市公園条例第3条第1項の規定により都市公園内における行為(催し)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)
(電話 局 番)



催しの目的	
催しの期間及び時間	
催しの場所及び使用面積	
催しの内容	
参加予定者の人数	
その他参考となるべき事項	

様式第2号（第2条関係）

都市公園内行為変更許可申請書

職 氏 名 殿
鳥取県都市公園条例第3条第2項の規定により都市公園内における行為の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□

申請者 住 所 氏 名

（法人にあつては、名称）
（及び代表者の氏名）

（電話 局 番）



許可年月日及び番号	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
その他参考となるべき事項	

備考 都市公園内行為許可証を添付すること。

様式第3号（第3条関係）

都市公園内行為許可証

第 号

住 所 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

行 為 の 内 容						
行為者の人数 （催しの場合は、参加予定者の人数）						
行 為 の 場 所						
行為の期間及び時間	<table border="1"> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日まで</td> <td>時から</td> <td>時まで</td> </tr> </table>	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	時から	時まで
年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	時から	時まで		
年 月 日						
職 氏 名 団						

様式第4号 (第4条関係)

公園施設設置許可申請書

職 氏 名 殿

都市公園法第5条第2項の規定により公園施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

㊟

(電話 局 番)

設置の目的	
設置の期間	
設置の場所	
構造	
外観	
公園施設 管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき事項	

様式第5号 (第4条関係)

公園施設管理許可申請書

職 氏 名 殿

都市公園法第5条第2項の規定により公園施設の管理の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

㊟

(電話 局 番)

公園施設の種類及び場所	
管理の目的	
管理の期間	
管理の方法	
その他参考となるべき事項	

様式第6号(第4条関係)

公園施設設置(管理)変更許可申請書

職氏名殿

都市公園法第5条第2項の規定により公園施設の設置(管理)の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所 氏名

氏名

(法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

(電話) 局 番



許可年月日及び番号	
変更事項	
変更の理由	
その他参考となるべき事項	

様式第7号(第5条関係)

(その1)

都市公園占用許可申請書

職氏名殿

都市公園法第6条第1項の規定により都市公園の占用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住所 氏名

氏名

(法人にあつては、名称) 及び代表者の氏名

(電話) 局 番



占用の目的	
占用の期間	
占用の場所	
占用物件	構造
	外観
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	
都市公園の復旧方法	
その他参考となるべき事項	

(その2)

都市公園占用(催し)許可申請書

職氏 名 殿
都市公園法第6条第1項の規定により都市公園の占用(催し)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)
(電話 局 番)

㊤

占用の目的	
占用の期間	
占用の場所	
構造	
占用物件 外観	
管理の方法	
工事の実施方法	
工事の着手及び完了の時期	
都市公園の復旧方法	
催しの期間及び時間	
催しの参加予定者の人数	
その他参考となるべき事項	

様式第8号(第5条関係)

都市公園占用変更許可申請書

職氏 名 殿
都市公園法第6条第3項の規定により都市公園の占用の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)
(電話 局 番)

㊤

許可年月日及び番号	
変更事項	
変更の理由	
その他参考となるべき事項	

様式第9号 (第6条関係)

公園施設設置 (管理) 期間更新許可申請書
都市公園占用

職 氏 名 殿

公園施設の設置 (管理) 許可の更新の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

㊤

許可年月日及び番号	
許可の内容	
更新の期間	
更新の理由	
その他参考となるべき事項	

様式第10号 (第8条関係)

使用料減免申請書

職 氏 名 殿

鳥取県都市公園条例第8条第2項の規定により使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

㊤

許可年月日及び番号	
許可の内容	
使用料の額	
減免を受けようとする理由	
その他参考となるべき事項	

様式第11号 (第9条関係)

使用料返還申請書

職 氏 名 殿

鳥取県都市公園条例第8条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けたので、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

㊟

許可年月日及び番号	
許 可 の 内 容	
納入済の使用料の額	
返還を受けようとする額	
返還を受けようとする理由	
その他参考となるべき事項	

様式第12号 (第10条関係)

公園施設設置工事完了届
都市公園占用

職 氏 名 殿

公園施設の設置に関する工事が完了したので、鳥取県都市公園条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

㊟

許可年月日及び番号	
許 可 の 内 容	
工事完了年月日	
その他参考となるべき事項	

様式第13号 (第10条関係)

公園施設設置 (管理) 廃止届
都市公園占用

職 氏 名 殿

公園施設の設置 (管理) を廃止したので、鳥取県都市公園条例第10条の都市公園の占用

規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

㊤

許可年月日及び番号	
許 可 の 内 容	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
原 状 回 復 の 方 法	
その他参考となるべき事項	

様式第14号 (第10条関係)

都 市 公 園 原 状 回 復 届

職 氏 名 殿

都市公園を原状に回復したので、鳥取県都市公園条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

㊤

許可年月日及び番号	
許 可 の 内 容	
原 状 回 復 年 月 日	
その他参考となるべき事項	

様式第15号 (第10条関係)

監督処分に伴う工事完了届

職 氏 名 殿
監督処分に伴う工事が完了したので、鳥取県都市公園条例第10条の規定により次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称)
(及び代表者の氏名)

(電話 局 番)

措置命令年月日	
措置命令の内容	
工事完了年月日	
その他参考となるべき事項	

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十一号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則(昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三・五パーセント」を「四・〇パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、昭和五十四年九月十一日から適用する。
- 3 昭和五十四年九月十日以前に改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承諾の行われている漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第九百六号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、次のおり都市公園を設置する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字上浅津及び大字下浅津並びに東郷町大字藤津

三 区域

別紙図面のおりとする。

四 供用開始の期日

昭和五十四年十月二十日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】